

労働基準広報 2014 No.1826 8/1

CONTENTS

特別企画 ネット上の誹謗中傷への対応 ————— 6

発信者特定のため迅速な行動を 厳正な対応示すことが抑止力に

インターネット特有の匿名性やコストの低さなどから、特定の会社に対して、事実と反する悪口（誹謗中傷）が電子掲示板などに書き込まれるケースが増加している。自社を誹謗中傷するような書き込みに対しては、会社の方針や就業規則等で、誹謗中傷に対する毅然とした姿勢、厳正な対応を示すことなどが抑止力となる。そして、書き込みが判明した際には、削除依頼をして発信者を特定し法的措置をとるなど迅速に対応できるように備えておく必要がある。

（弁護士・井澤慎次〔野田信彦法律事務所〕）

●トピックⅠ／改正労働安全衛生法が成立 — 22
労働者へのストレスチェックや
面接指導の実施を事業者に義務づけ
（編集部）

●トピックⅡ／過労死等防止対策推進法
が成立 ————— 30
過労死対策が国の責務であると明記し
厚労省に遺族等からなる協議会を設置
（編集部）

●企業税務講座 ————— 34
第44回 交際費と福利厚生費等との区別
福利厚生費としても
損金性が否定されることも
（弁護士・橋森正樹）

●NEWS ————— 1
（25年度 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償
状況）精神障害の労災請求が過去最多の1409
件／（新たな成長戦略を閣議決定）労働時間
と賃金がリンクしない新制度創設を明記／（厚
労省・25年の業務上疾病発生状況）3年連続
減少し7310件、そのうち腰痛が4388件／ほか

●労働局ジャーナル ————— 38
本来あるべき適切な法運用を呼びかける
専門裁量制セミナーを開催
〔東京労働局管内・品川労働基準監督署〕

●知っておくべき職場のルール³⁶ 「身元保証
契約」（編集部） — 40 ●連載 労働スクラン
ブル³⁸（労働評論家・飯田康夫） — 42 ●労務
資料 「ものづくり企業の新事業展開と人材育
成に関する調査」結果² — 44 ●わたしの監
督雑感 愛知・名古屋南労働基準監督署長
竹平英敏 — 54 ●編集室 — 56

労務相談室

回答者

社会保険〔入社直後で健康保険証交付前の者が入院〕疾病手当金の受給は ——— 48 特定社労士・飯野正明
賃金関係〔健康診断未受診者の賞与減額を検討〕どう規定すればよいか ——— 50 弁護士・加島幸法
賃金関係〔社員旅行等開催のため毎月親睦会費を天引き〕旅行不参加者への返金は — 52 弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内